

**公益財団法人 伊徳地域振興財団 財団研究助成金**  
**2023年度研究助成金募集要項**

公益財団法人伊徳地域振興財団は地域の活性化策で、人口減少への歯止め・地域が抱えている課題の克服や改革の機会作りを目的とし、その事業及び研究を助成又は顕彰します。

1. 助成対象となる事業及び研究

純粋な基礎研究ではなく、仮説・理論・知識に基づいた次の事業及び応用研究を対象とします。

- (1) 地域の産業振興及び人口減少の課題克服に寄与する事業及び研究。
- (2) 地域における人材育成に資する事業及び研究。
- (3) 地域の伝統文化等独自性を活かした特色のある事業及び研究。
- (4) 当法人の目的を達成する為に必要な学術・技芸・慈善その他公益に関する一切の事業。

なお、上記(1)～(4)の実現性・実効性を高める為、産学連携についても期待するものであります。

2. 応募資格

- (1) 上記の助成対象の事業又は研究に従事している研究者。
- (2) 大学生・大学院博士課程に在籍または修了者は、所属する学部学科の長、その他の場合には所属研究機関の長の推薦を必要とする。

3. 応募方法

- (1) 様式1<研究助成金申請書>に、必要事項を記入して下さい。
- (2) 様式2<申請者履歴書>に、研究責任者の履歴を記載して下さい。
- (3) 様式3<研究助成金申請テーマレポート>に、研究テーマについて解り易く概要と目的、達成成果(1年後の具体的成果)を記載して下さい。  
注) ①テーマレポート枚数は補足資料含め5枚以内。 ②カラー表記での記載も受け付けます。
- (4) 上記の(1)～(3)の書類全てを、2024年1月31日(消印有効)までに、下記送付先まで郵送して下さい。なお、必ずコピーを控えに取って置いて下さい。

4. 助成対象期間

- (1) 2024年4月から2025年3月末日までの1年間。
- (2) 本財団は単年度予算で運営されていますので、事業又は研究の成果も1カ年を基本といたします。  
諸事情により、1カ年で終了が不可能となった場合は、1カ年終了時点で中間報告の提出を必須とします。

5. 研究助成金額、件数及びその用途

- (1) 研究助成金 1件あたり最大100万円以内で、各年度の総額は300万円以内とする。
- (2) 研究助成金用途 申請される研究に直接関わる設備費・消耗品費・旅費等を対象とします。  
なお、申請者が所属する組織等の間接経費、一般管理経費は助成の対象外です。

**公益財団法人 伊徳地域振興財団 財団研究助成金**  
**2023年度研究助成金募集要項**

6. 応募期間

- (1) 2023年10月1日より2024年1月31日まで（2024年1月31日消印有効）。
- (2) 財団で申請書類受付け終了後、申請者あてに受付け終了の連絡をメール送信いたしますが、申請書の発送後5日を超えても受付け終了メールが受信出来ない場合は、当財団までメール又は電話にて連絡をお願いいたします。

7. 助成金交付の時期

- (1) 2024年4月より手続きを開始し、2024年5月末までに交付完了を予定しております。
- (2) 研究助成の贈呈式を2024年4月中に実施する予定です。（日時は決定後に助成金贈呈者に連絡します）  
なお、助成対象となられた方は、贈呈式時に<研究・取組みテーマレポート>の発表を、お願いいたします。

8. 選考方法

- ・ 当財団の選考委員会において選考し、理事会での承認受け後に最終決定となります。  
評価のポイント 1) 卓抜したアイデア（企画力）  
2) 旺盛なチャレンジ精神（実行力）  
3) 期待される成果（実現性）

9. 選考結果の通知と提出書類

- ・ 助成対象が決定次第、申請者に対し、採否、助成金額、助成期間の説明資料及び誓約書等、一緒にご提出頂く書類を同封致します。

10. 助成金の返還請求について

- ・ 本財団は、助成対象の事業又は研究者が以下の事由に該当する場合、助成金の交付の決定の取消し又は返還を求めることが出来ます。
  - (1) 虚偽の内容による申請、又は選定された申請の内容の研究をしない場合。
  - (2) 事業又は研究を中止した場合。
  - (3) 本財団に上記4. (2) の報告がなく、また内容が虚偽であった場合。
  - (4) その他本財団の助成の趣旨に対し、著しい違反行為があった場合。

11. 年次報告

- (1) 様式6<研究結果報告書>に、1年間の研究結果を記載して下さい。
  - ・ 研究結果について、外部公表又は研究機関内での報告実績若しくは予定についても、日時場所等記載してください。
- (2) 様式7<助成金使用支出明細書>に、助成金の使用実績を記載して提出して下さい。
- (3) 当財団の助成対象先については、毎年5月末までに公開させていただきます。  
(研究テーマ、研究代表者名、研究機関名<大学名等>、助成金金額)
- (4) (1)と(2)の書類は2025年4月末までに当財団着で提出して下さい。  
**注)** 新型の感染症等の感染拡大の防止策の実施で、助成対象の研究テーマ取組みに影響が及ぶとの申請を受けた場合は、理事会の承認を受けた後に、報告期限を延長する場合があります。

12. 変更事項の届出の義務

- ・ 申請者や研究の代表責任者、所属機関、助成金用途等に変更があった場合は、必ず変更を届出て下さい。

